

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当の認定・支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の児童扶養手当の認定・支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の認定・支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給資格認定及び手当の支給に関する事務 具体的な事務について ・児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。 ・提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。 ・取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき児童扶養手当を支給する。 ・児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、児童扶養手当システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の56項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の第29条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81号の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令の第29条1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81号の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	法務・情報公開課（個人情報総合窓口：岐阜県庁2階） 岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県健康福祉部子ども女性局子ども家庭課 岐阜市藪田南2丁目1番1号 058-272-8326
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう案内している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
平成29年10月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
平成30年4月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
平成30年4月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和2年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年5月7日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和2年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年5月7日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和2年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月7日時点	令和3年5月7日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和2年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月7日時点	令和3年5月7日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の37項	番号法第9条第1項 別表第一の55項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号 別表第二の57項	番号法第19条第8号 別表第二の72項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2021/5/7	2022/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/5/7	2022/3/31	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日時点	令和6年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和6年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日時点	令和6年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらず
令和6年11月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策は、(1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策であり、その対策は十分である。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。